

報告事項才

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告
します。

平成29年7月6日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則について

このたび、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて臨時代理を行いましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則の改正概要

鳥取県附属機関条例が一部改正されることに伴い、それに対応する鳥取県教育委員会事務局等組織規則を一部改正するもの

2 施行期日

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例が施行される日

3 改正内容

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第18条関係）		別表第2（第18条関係）	
附属機関	庶務担当機関	附属機関	庶務担当機関
略		略	
<u>鳥取県教職員育成協議会</u>	教育センター	<u>鳥取県教職員研修等実施協議会</u>	教育センター
略		略	